

## 議第86号

## 専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年4月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例および合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

滋賀県税条例および合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例および合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年3月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県税条例および合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

（滋賀県税条例の一部改正）

第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

付則第5条の6の次に次の3条を加える。

（令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第5条の7 令和6年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下この条および次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第20条から第21条の4まで、付則第4条の2の2第1項、付則第5条第1項、付則第5条の4の2第1項、付則第5条の5お

よび付則第6条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の県民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者または扶養親族（法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超える場合には1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第20条から第21条の4まで、付則第4条の2の2第1項、付則第5条第1項、付則第5条の4の2第1項、付則第5条の5および付則第6条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の9まで、附則第3条の3第5項、附則第5条第3項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項および附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

- 3 前2項の規定の適用がある場合における第21条の2第2項および付則第5条の5の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（付則第5条の7第1項および第2項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

（令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第5条の8 令和7年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者および法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第20条から第21条の4まで、付則第4条の2の2第1項、付則第5条第1項、付則第5条の4の2第1項、付則第5条の5および付則第6条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の県民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割

の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第20条から第21条の4まで、付則第4条の2の2第1項、付則第5条第1項、付則第5条の4の2第1項、付則第5条の5および付則第6条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の9まで、附則第3条の3第5項、附則第5条第3項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項および附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(個人の県民税の特別税額控除の細目)

第5条の9 前2条に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めるところによる。

付則第6条第3項中「および付則第4条の2の2第1項」を「、付則第4条の2の2第1項、付則第5条の7第2項および付則第5条の8第2項」に、「とする」を「と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「および」とあるのは「、付則第6条第2項および」とする」に改め、同条第4項中「付則第4条の2の2第1項」の右に「、付則第5条の7第2項および付則第5条の8第2項」を加え、「同項第3号」を「付則第4条の2の2第1項第3号」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号中「および」とあるのは「、付則第6条第5項および」とする」に改める。

付則第7条の4中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

付則第8条第7項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第12項を削り、同条第13項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項を同条第15項とする。

付則第8条の2第1項、第9条の2第1項および第3項ならびに第10条の2の6第1項および第4項から第6項までの規定中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付則第10条の4および第11条第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

付則第11条の2第3項に次の1号を加える。

(4) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第11条の2に次の1項を加える。

4 法附則第33条の2第5項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第33条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第12条第3項に次の1号を加える。

(5) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第12条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 法附則第33条の3第5項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第33条の3第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第13条第3項に次の1号を加える。

(5) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第13条に次の1項を加える。

4 法附則第34条第4項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第34条第4項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第14条第4項に次の1号を加える。

(5) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第14条に次の1項を加える。

5 法附則第35条第5項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とある

のは、「所得割の額ならびに法附則第35条第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第14条の2第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第14条の2に次の1項を加える。

- 4 法附則第35条の2第5項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第35条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第14条の4第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第14条の4に次の1項を加える。

- 3 法附則第35条の4第4項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第35条の4第4項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

(合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和27年滋賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第1条の2に掲げる自動車に対する自動車税の種別割の納税義務者は、新規登録の申請があつた自動車について地方税法（昭和25年法律第226号）第177条の10第1項の規定により課する種別割を払い込むときは、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、当該自動車について新規登録の申請をした際に、県の

発行する証紙を知事から購入して、当該自動車の種別割を払い込まなければならない。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。